

はじめに

本市では、本市の歴史ある緑環境の保全にむけて、「都市の美観風致を維持するための 樹木の保存に関する法律(略称:都市樹木保存法)」及び「金沢市における緑のまちづくり の推進に関する条例」に基づき、保存樹・保存樹林(以下「保存樹等」)を指定しておりま す。

この度、本市では、これら保存樹等の病害虫発生等の早期発見や剪定など、所有者の皆様が日頃、維持管理していく上で、疑問に感じられていることや お悩みになっていることに対して、少しでも解決するためのお役に立てるよう、『保存樹・保存樹林 維持管理の手引き』を作成いたしました。

ご存じのとおり、金沢は400年以上もの間、内外の戦禍に遭っておらず、 "森の都"と呼ばれるほど、市内の至る所に歴史ある緑が残っております。

「保存樹等」は、その歴史ある緑を形成する重要な市民共通の財産であり、良好な状態で後世に引き継ぐためには、樹木・樹林の状況を日々感じていただいている皆様方による日常の管理が不可欠です。

この手引きには、除草・清掃や剪定、病害虫対策等の日常管理の方法と注意点のほか、 樹木の健全度や異常を判断するポイントの例示や補助制度ついての説明などを簡潔にとり まとめています。

本書をぜひご一読いただき、ご参考としていただければ幸いでございます。



金沢市の伝統環境である保存樹や保存樹林の緑を後代の市民に継承するために、指定された樹木等を良好に保護し、育成していくよう、本手引きを参考にして維持管理に努めてください。

1. 日常管理の実施

① 管理作業

日常管理は、「除草や清掃、水やり、定期的な樹木観察など、比較的簡易で所有者でも作業が可能なもの」や、「剪定や薬剤散布など造園業者が作業するもの」を言います。保存樹や保存樹林が健全な状態を維持し続けるために、日ごろからの実施を心掛けてください。

作業については下記の表を参考にして実施してください。

除草

作業方法

- ・雑草を引き抜いて取り除く。
- ・雑草を鎌や肩掛け式草刈機等を使用して刈り取る。

気をつける点

- ・ 雑草の発芽後早い時期の抜き取りや、種子が落ちる前までに作業するのが効果的です。
- ・ 除草の時に、鎌や草刈機などを使用する場合は、樹木の幹や根を傷つけないように作業して ください。(傷つくと腐朽の原因となることがあります。)
- ・除草剤は絶対に使用しないでください。

作業時期、回数

- •4~10月
- •3~4回/年

清 掃

作業方法

・樹木周辺や園路などの落葉・落枝やゴミなどを取り除く。

気をつける点

- ・根元周辺が掃除をしすぎて裸地化することは、土壌の乾燥に繋がることもあるので、周辺の 環境に合わせて適度な落葉を残すことも検討してください。
- 集めた落葉を根元周辺に積み上げたりすることは、病害虫などの発生に繋がるので、しないでください。

作業時期、回数

- ・季節に応じて適宜
- •月1回程度



水やり

作業方法

・ 水栓からホースをつないで潅水を行う。

気をつける点

• <u>保存樹などの大きな樹木は基本的に水やりの必要はありません</u>が、低木やコケなどの地被類が樹木の近くに植わっていて、夏期に水やりが必要な場合、日中は避けて、朝夕に行うようにしてください。

作業時期、回数

・7~9月の特に乾燥の続く夏場に適宜実施

剪定

作業方法

・保存樹・保存樹林という特性から、自然樹形を大切にした整枝剪定を適宜行う。 ※それ以外の剪定を行う場合は、市の保存樹担当とご相談ください。

気をつける点

- 樹種の特性によって適切な剪定が異なるので、対象樹木にあわせた時期に行ってください。
- ・大きな切り口から腐朽することがあるので、その様な剪定は避けるか、やむを得ない場合は、 腐朽防止のために必ず防腐処理などをしてください。
- 枯枝など落下に繋がる危険な枝がある場合は、剪定してください。
- 樹形を損なわないように注意して作業してください。

作業時期

・ 樹種の成長特性にあわせた時期に実施

参考: 常緑樹 5~7、9月 落葉樹 11~2月

病 害 虫 対 策

作業方法

- 薬剤散布…発生した病害虫に対して効果的な薬剤を選び、散布量、散布方法、散布日時などを決定する。
- ・捕 殺 …高枝切りばさみ、剪定ばさみなどを使って害虫が付いた葉や枝を剪定する。

気をつける点

- 発生した病害虫に対して、薬剤散布による方法が適切であるか十分検討してください。
- ・農薬を散布する際は、農薬取締法の規定に基づき適正に農薬を使用し、隣接する宅地や通行 人などの安全、田畑や樹木への薬害防止に十分注意して実施してください。
- チャドクガやイラガなど、毒を持つ害虫の捕殺する時には、安全性を優先して作業を行ってください。

作業時期、回数

主に5~11月

(発生状況にあわせて適宜実施)

② 樹木観察のポイント

次に挙げる点に注意して、樹木を観察してください。(国土技術政策総合研究所資料第565号より転載)

次に手ける別に注息して、関小を観察してください。(国工技術以東総合研究所質料第5055より転載) 			
		and	
① 枯枝、折れ枝がある	②枝に傷や亀裂がある	③枝に空洞・腐朽部がある	④枝にキノコが付いている
manus much men			
⑤すごく傾いている	⑥幹に傷や亀裂がある	⑦幹に空洞・腐朽部がある	8幹にキノコが付いている
⑨葉の色に異常がある	⑩葉の大きさに異常がある	⑪葉に斑点がある	⑫葉に虫こぶがある
③一部に偏って枯葉がある	④根に傷がある	⑤支柱の劣化や損傷	⑩支柱が幹に食い込んでる
was the same of th			The state of the s
⑪周辺の木が覆いかぶさって	18根元の縁石や舗装に亀裂や	19保護柵の劣化や損傷	②看板の劣化や損傷
เาอ	盛り上がりがある		

2. 補助制度の活用

① 樹木医等の診断

保存樹木や保存樹林に何か異常があれば、樹木医や造園技師等による診断を受けることができます。 診断によって原因の調査や対処方法のアドバイスなどをします。

(費用はかかりません。)

② 補助制度の利用

樹木医等の診断の結果を受けて、その症状や状態により、対象の樹木に対して、

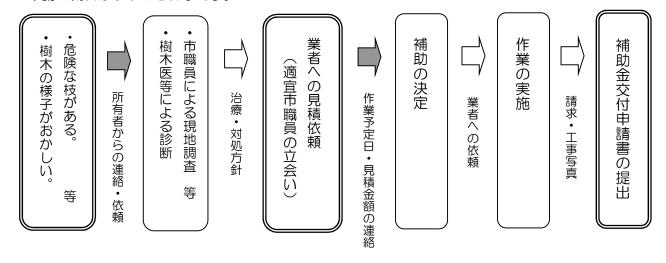
- A. 樹木の枯死、枯損、倒壊等を防ぐための処置を行う「長命処置」
- B. 管理していく上で、危険を伴うものに対し、枝打ち等の処置を行う「緊急処置」
- C. マツクイムジやカシナガキクイムシの被害によって枯れた樹木を伐採駆除を行う「マツクイムシ等被害拡大防止処置」
- D. マツクイムシによる枯死を防ぐため、幹に薬剤などの注入する「マツクイムシ被害防止薬剤 樹幹注入処置」

などの支援があります。

(一部、費用の負担があります。)

③ 補助の申請

申請の流れは以下のとおりです。



4)注意事項

補助を受けられる際は必ず「事前に」緑と花の課までご相談ください。作業実施後の申請に ついては補助の対象となりませんのでご注意ください。